

亀山市告示第122号

車両制限令（昭和36年政令第265号）第3条第1項第2号イの規定により、通行する車両の総重量の最高限度が車両の長さ及び軸距に応じて最大25トンである道路を次のとおり指定するので、車両の通行の許可手続等を定める省令（昭和36年建設省令第28号）第5条第1項の規定により公示する。

令和6年7月1日

亀山市長 櫻井義之

1 指定する道路

道路の種類	路線番号	路線名	指定する道路の区間
市道	11156	能褒野7号線	亀山市能褒野町字能褒野6番1地先から亀山市能褒野町字能褒野27番20地先まで
市道	20205	落針道野線	亀山市布気町字山ノ下1433番1地内から亀山市布気町字道野606番2地先まで
市道	21391	道野8号線	亀山市布気町字牛櫃1071番1地先から亀山市布気町字大岨1022番1地先まで
市道	21390	道野太岡寺線	亀山市関町会下字楯ノ木1203番27地内から亀山市関町会下字山神谷837番7地内まで
市道	41096	名阪工業団地3号線	亀山市能褒野町字能褒野6番1地先から亀山市能褒野町字能褒野27番20地先まで

2 指定する期日 令和6年7月1日